

## 70歳以上の国民健康保険加入者に『高齢受給者証』を送付します

70歳から74歳までの国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証の有効期限は平成24年7月31日(火)です。

新しい高齢受給者証は、7月下旬に郵送しますので、8月1日からはそちらをご使用ください。

また、新たに70歳になる方には、誕生日の翌月(誕生日が1日の方は当月)1日から使用できる高齢受給者証を該当する月の前月の下旬までに郵送します。

※新しい高齢受給者証の有効期限は平成25年7月31日(現在74歳の方は誕生日の前日)です。

### ▶70歳以上の方の自己負担割合

	平成25年 3月31日まで	平成25年 4月1日から
現役並み 所得者	3割	
上記以外の方	1割※	2割

※平成25年3月31日までは負担割合を1割に据え置きます。

## 限度額適用認定証(標準負担額減額認定証)の有効期限は平成24年7月31日(火)です

入院時の医療費や外来診療の自己負担額が自己負担限度額を超える場合、『限度額適用認定証』を医療機関の窓口で提示することで、自己負担限度額以上の額を支払う必要がなくなります。

8月1日以降に継続して入院する方や入院予定のある方、外来診療の自己負担額が高額になる方は、8月1日以降国民健康保険グループか各支所で手続きをしてください。

なお、限度額適用認定証は手続きをした月の1日から有効です。

手続きが入院の翌月になると、医療機関窓口での負担は軽減されませんのでご注意ください。

※この場合、国民健康保険グループで高額療養費の手続きが必要で

### ▶交付できる方

- ・70歳未満の国民健康保険加入者
- ・70歳~74歳の住民税非課税世帯の国民健康保険加入者

※国民健康保険税の納付状況によっては交付できない場合があります。

※住民税非課税世帯の方には入院中の食事代の減額認定を兼ねた『限度額適用・標準負担額減額認定証』を交付します。

### ■手続きに必要なもの

- ・保険証、印鑑(朱肉を使うもの)

※各支所で手続きした場合は後日郵送します。

## 国民年金保険料を納めるのが困難な場合は『免除制度』や『若年者猶予制度』をご利用ください

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により免除や猶予となる制度があります。

もしも免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、障がいや死亡など不慮の事態が生じたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。

### ◆免除制度

#### ◎全額免除制度

前年の所得に基づき、保険料の全額(月額1万4,980円)を免除します。

※全額免除の期間は、全額納付したときに比べ、年金額が2分の1として計算されます。

#### ◎一部納付(一部免除)制度

前年の所得に基づき、保険料の一部を免除します。

一部納付は3種類あり、それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- ・4分の1納付(月額3,750円・年金額は8分の5)
- ・2分の1納付(月額7,490円・年金額は4分の3)
- ・4分の3納付(月額1万1,240円・年金額は8分の7)

※一部納付(一部免除)制度は、保険料の一部を納付することで、残りの保険料が免除される制度です。一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となり、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障がいや死亡など不慮の事態が生じたとき、年金を受けることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

#### ▶手続きに必要なもの

年金手帳か納入通知書、印鑑、失業の場合は『雇用保険受給資格者証』か『雇用保険被保険者離職票』の写し

※転入などにより所得が確認できない場合は、所得証明書、源泉徴収票の写しなどが必要となります。

※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

### ◆若年者納付猶予制度

20~29歳の方で、同居している世帯主の所得に関わらず、本人と配偶者の所得要件により、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

納付猶予承認期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額に反映されません。

#### ▶手続きに必要なもの

免除申請の手続きに必要な書類と同じ

※免除制度、若年者納付猶予制度が承認された期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。

▶申請先 年金・長寿医療グループ、各支所

問い合わせ  
年金・長寿医療グループ  
(☎<sup>05</sup>2137)